

平成25年度の主な改定内容

□競争参加資格要件の見直し

1, 発注標準の見直し

- ※H25・26競争参加資格審査において、一般土木工事及び建築工事のC・D等級を統合
- ※併せて技術的難易度に伴う指名基準を本省通達に基づく運用に変更

□総合評価落札方式の見直し

1, 二極化(案)の全面試行

2, 施工計画(施工能力評価型 I 型)で求める内容を“〇〇に対する施工上配慮すべき事項”から“〇〇に対する施工計画”に見直しを行う。

3, 総合評価項目(別紙「総合評価項目・方法の見直し」のとおり)

□入札説明書等の改善

1, 簡易スケジュール表の添付

- ※入札・契約手続きの確認を容易にするため、簡易なスケジュール表を入札説明書に添付

2, 歩掛見積様式の交付

- ※作業の軽減、誤記入の防止等のため、「歩掛見積書」のオリジナルデータを交付

総合評価項目・方法の見直し

平成25年度は、下記の項目について内容の見直しを行う【新規：1項目、見直し：8項目】

No	項目	背景	見直し概要
1	技術提案の評価を細分化【見直し】	必須	特定の工事の技術提案において、満点評価割合が高く、評価に差が生じている。 ・技術提案の評価を3段階から優評価を細分化し、更なる競争性を確保。 ・トンネル工事、PC工事を対象とする。
2	港湾空港関係工事実績の評価【追加】	必須	同じ中国地方整備局管内でありながら、港湾・空港関係の工事実績は評価対象外としている。 港湾空港関係工事の工事成績及び表彰実績を評価対象とする。
3	他地整工事実績の成績評価【追加】	必須	全国展開を行っている企業の実績についても中国地方整備局管内の工事実績以外は、評価対象外としている。 ・同種工事の工事成績について他地整実績を評価対象とする。 ・PC工事、鋼橋上部工事、AS舗装工事を対象とする。
4	工事成績の評価方法【見直し】	必須	工事成績評価の更なる公平性を確保する。 得点区分をより細分化した工事成績評価に見直しを行う。
5	若手技術者の雇用を評価【新規】	選択	建設業就業者の3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。さらに建設業の入職率は年々減少傾向にある。 若手技術者(29歳以下)を雇用した企業を評価する。
6	災害活動の実績評価【追加】	選択	・「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」において平成25年2月19日に76社を認定。また今後も年2回の認定を行う予定。 ・地域内における災害活動に限定していたため、地整外等での活動実績が評価されていない。 ・事業継続(BCP)認定業者を評価対象とする。 ・整備局又は工事発注事務所が災害協定に基づき指示した災害支援活動の場合は、地域外での活動であっても評価対象とする。
7	地元企業活用促進型の配点【見直し】	選択	満点評価の割合が高く、評価に差が生じている。 試行結果も踏まえ、配点見直し及び対象工事の拡大を行う。
8	現場従事技能者評価型【見直し】	選択	対象工事を3億円未満、工事難易度Ⅱ以下に限定していた。 ・名称を”現場従事技術者”⇒”現場従事技能者”に変更する。 ・試行対象工事の対象職種(5職種)及び対象工事規模(予定価格3億円未満)を全ての職種・全工事に拡大(制限を廃止)する。
9	現場担当技術者評価型の配点【見直し】	選択	現行は、2人配置で1点の加点(1人配置での加点は無し) 試行結果も踏まえ、配点見直しを行う。

入札落札方式と工事種別毎の等級区分

(予定価格)
↑

H24中国運用		H25中国運用		負担行為 担当官	一般土木	アスファルト	鋼橋上部	造 園	電気設備	その他 ※ランク無し
一般競争入札(政府調達協定対象) 施工実績等の条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加				本官 (局長)	建 築 Aランク 7.2億円				暖冷房 衛生設備 Aランク	Co舗装 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備
5.8億円					3.9億円 H24補正の 特例(分任官) 3億円	Bランク 3億円	Aランク	Aランク	Aランク	2億円
一般競争入札 政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加				分任官 (事務所長) ただし官庁営繕に係るものは2.0億円未満	Cランク	1.2億円 Bランク	Aランク Bランク 0.5億円	Aランク Bランク 0.25億円 Cランク 0.5億円	0.5億円	
0.6億円 ・原則、全て一般競争入札					0.6億円 ・原則、全て一般競争入札					

(港湾空港関係を除く工事)

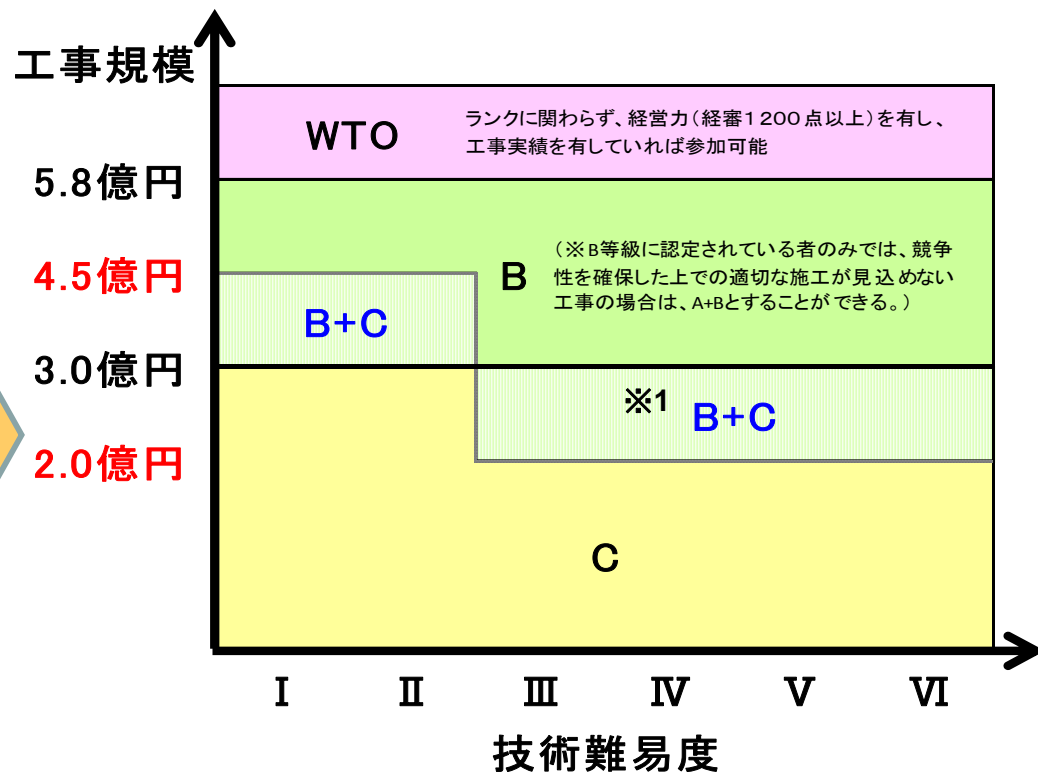
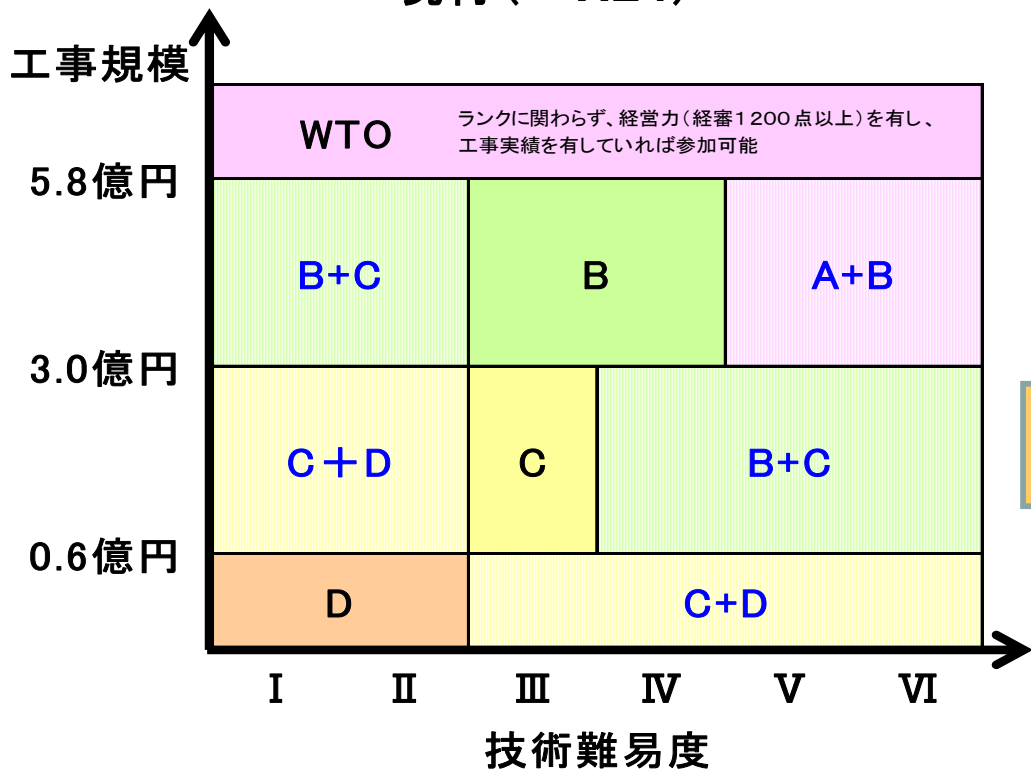
発注標準と地域要件

- 競争参加資格要件は、工事種別毎に予定価格に対応する等級区分により定める。
- 地域要件は、工事規模、工事内容等を勘案のうえ設定する。(整備局管内、県内、生活圏内等)
- なお、予定価格が3億円未満の維持修繕工事、一般土木工事等において、緊急時の初動体制の確保や地域への精通度を考慮する必要がある工事については、当該工事施工箇所周辺地域における本店に限定することができるものとする。

《一般土木工事、建築工事における特例》

現行(～H24)

C等級とD等級の統合に伴う見直し(H25～)



※1 技術難易度Ⅲの工事については、C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする

総合評価方式は二極化を全面試行

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型					
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度技術提案型適用対象工 事であるが、標準型を適用 している工事			高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案				高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案	
評価方法	点数化して評価							
ヒアリング	必要に応じ実施							
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成					
	II 型		I 型			III 型	II 型	I 型



← 施工能力を評価する → 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

見直し案	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案	
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II 型	I 型	S 型	A III 型	A II 型	A I 型

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

競争参加者に求める施工計画

【施工能力評価型（I型）】

発注者が示す仕様に基づき施工する上で、特に重要と考えられる工種における「~~施工上配慮すべき事項~~施工計画」についての記述を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認をするものである。

したがって、標準以上の提案をもとめているものではない。

- ◆施工計画書に記載する着目点（~~施工上配慮すべき事項~~施工計画）は、1項目とする。



施工計画の記述が発注者が示す仕様の範囲内で現場条件等を踏まえ、適切であれば「可」、不適切あるいは未記載であれば「不可」（競争参加資格を認めないこと）として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。

【失格とする場合の例】

- ①設計内容や設計条件（設計図書、特記仕様書等）に変更を伴う記載の場合
- ②工事の内容と無関係な記載である場合
- ③基準や指針と不整合な記載である場合
- ④関係法令に違反する場合
- ⑤未記載又は一部未記載で内容の確認が出来ない場合
- ⑥未提出の場合

【技術提案評価型】

施工上の工夫等に関する「具体的な施工計画」の提出を求めその実現性や安全性等について審査を行う。

また、定量的な項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定量的な評価項目を求める場合には定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

- 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- 工事的目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- 社会的要請への対応に関する技術提案

- ◆技術提案の指定テーマは、1テーマを原則とするが、必要に応じて2テーマとすることができる。

- ◆指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つを基本とする。



技術提案の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載であれば失格（競争参加資格を認めないこと）とする。

【失格とする場合の例】

- ①最低限求めた事項が記載されていなかった場合
- ②記載内容が極一部に限られ、技術力の有無が確認できない場合
- ③標準案の一部又は全部を変更して施工計画を提出する場合において、変更された技術提案の1以上の提案が「否」となった場合

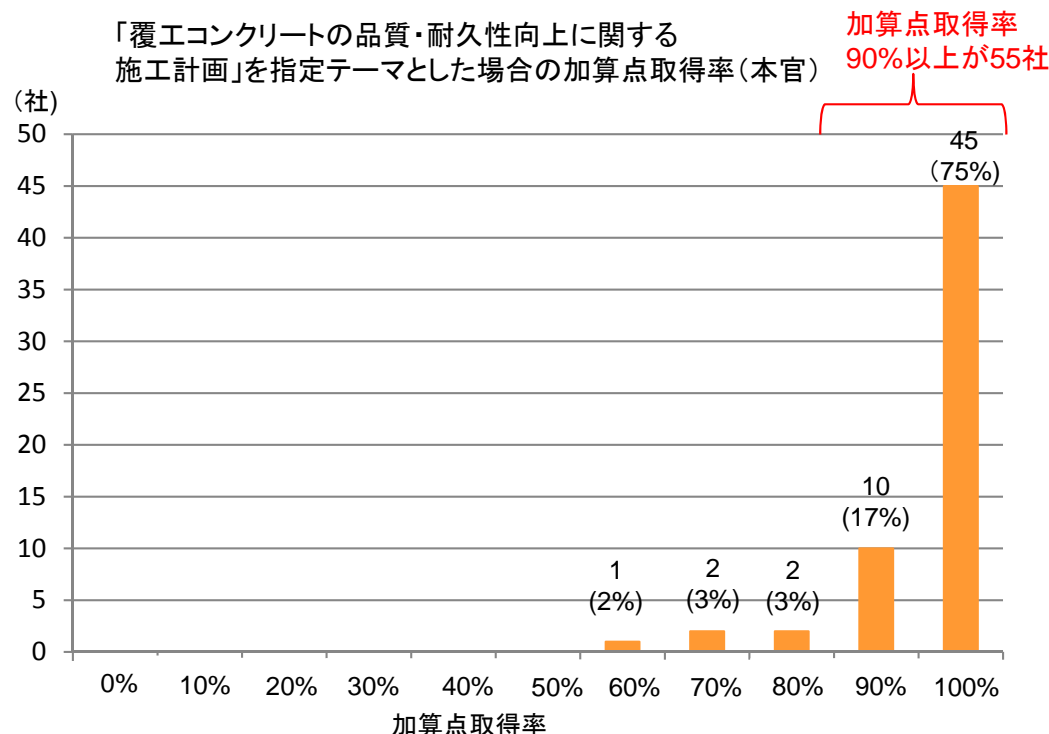
技術提案の評価を細分化【見直し】

【技術提案項目の加算点取得率の状況】

- ◇特定の工事(トンネル、PC上部工事)において、満点が多くなっており、価格競争と同様となっている。
- ◇トンネル上部工事「覆エコンクリートの品質耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合、加算点取得率が90%以上が55社(92%)となっており、満点の社は全60社中45社(75%)を占める。
- ◇PC上部工事「PC上部工の品質耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合、加算点取得率が90%以上が110社(87%)となっており、満点の社は全126社中73社(58%)を占める。

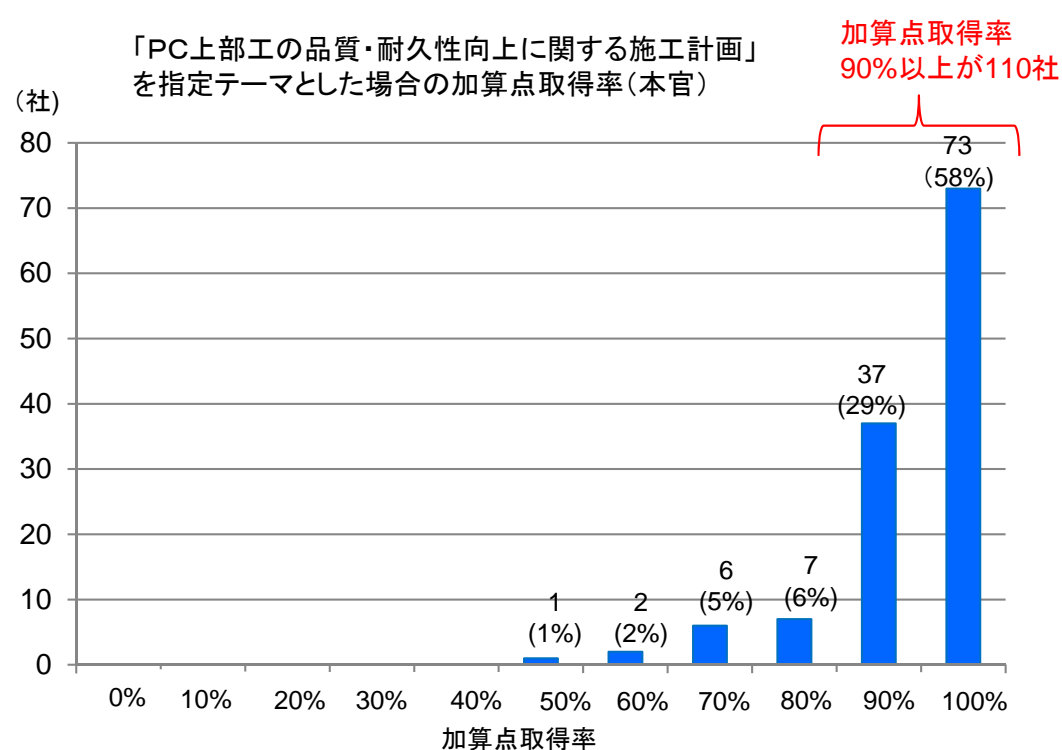
【トンネル工事】

「覆エコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合の加算点取得率(本官)



【PC上部工事】

「PC上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を指定テーマとした場合の加算点取得率(本官)



技術提案の評価を細分化【見直し】

【見直しの考え方】

◇トンネル工事・PC工事については、技術提案の評価を3段階から優評価を細分化し(4段階)、更なる競争性を確保。(試行)

現 状			→	見直し案		
項目		加算点		項目		加算点
優	○	6.0		◎	6.0	
				○	4.5	
良	△	3.0		良	△	3.0
可	・	0.0		可	・	0.0
評価しない	—	協議結果により実施可能		評価しない	—	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可		認めない	×	実施不可

1提案の満点
が6点の場合

港湾関係・他地整工事実績の評価【見直し】

《企業の工事成績、表彰等の評価》

◇ 企業の工事成績【平成25年度より港湾空港関係の評価】

・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価

[なお、PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事の同種工事の成績を評価対象とする]

・過去2年間に実績がない場合は、過去4年間にさかのぼり、完成した当該種別工事の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均を評価

◇ 企業の表彰【平成25年度より港湾空港関係の評価】

・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去2年間での工事成績優秀企業認定制度の表彰の有無を評価

・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去2年間に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰の有無を評価

・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去2年間に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の有無を評価

《配置予定技術者の工事成績、表彰等の評価》

◇ 配置予定技術者の工事成績【平成25年度より港湾空港関係の評価】

・過去8年間に完成した中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者の評定点を評価を評価

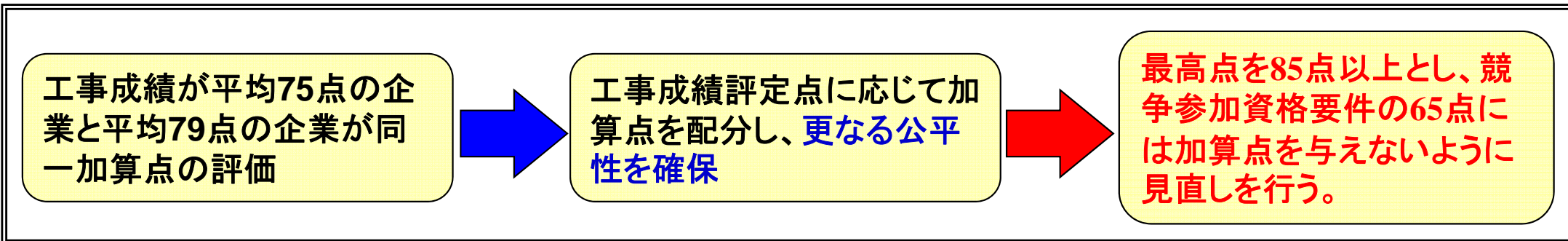
[なお、PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事を評価対象とする]

◇ 配置予定技術者の表彰【平成25年度より港湾空港関係の評価】

・中国地方整備局発注工事（~~港湾空港関係を除く。~~）における過去4年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無を評価

成績評定点に応じた比例配分配点【見直し】

《企業・技術者の工事成績の評価》



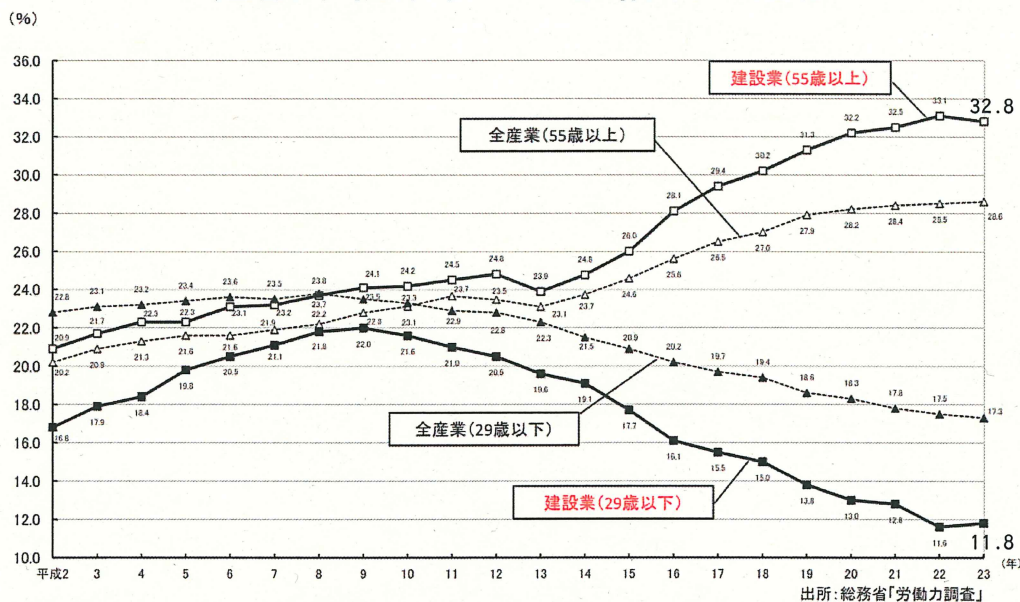
～H22: 企業の工事成績		H23～H24: 企業の工事成績		見直し(H25～): 企業の工事成績	
項目	加算点	項目	加算点	項目	加算点
80点以上	4.0	80点以上	4.0	85点以上	4.0
75点以上80点未満	3.0	66点～79点	1.2～3.8	66点～84点	0.2～3.8
70点以上75点未満	2.0	65点	1.0	65点・実績無し	0.0
65点以上70点未満	1.0	実績無し	0.0		
実績無し	0.0				

▶ 配置予定技術者の同種工事の工事成績評定点も比例配分とする。

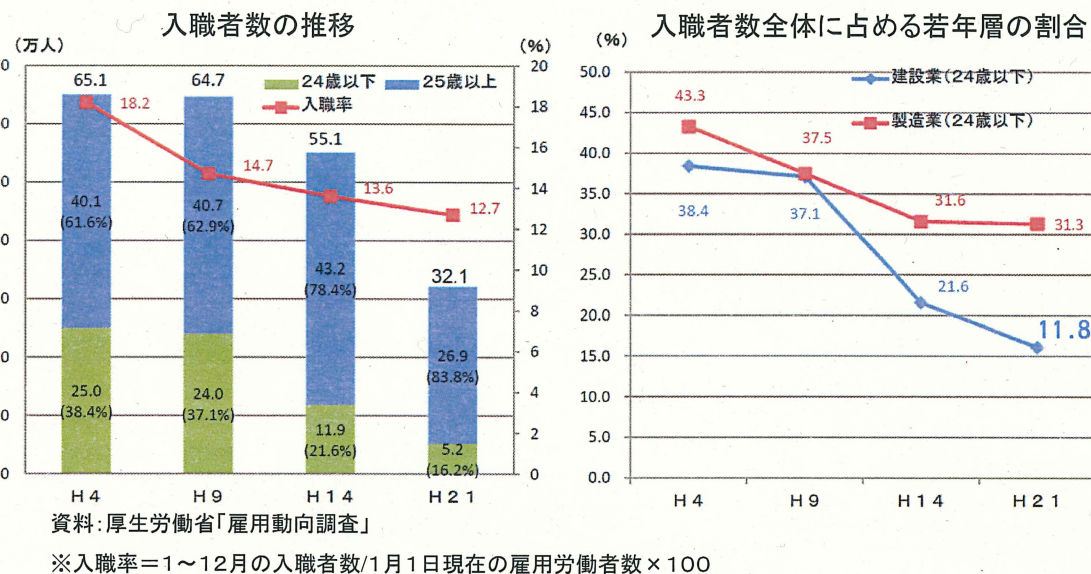
【背景】

- ◇建設業就業者は3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。
- ◇建設業の入職率は年々減少傾向にあり、若年層(24歳以下)の入職者数は、6人に1人となっている。
- ◇このような状況を鑑み、若年層の確保に向け、若手技術者の雇用を総合評価落札方式で評価する試行に取り組む。

建設業就業者の年齢構成の推移



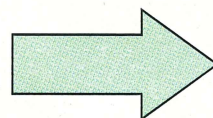
建設業における入職状況



【現行】

地元新卒者の雇用評価

評価項目	有	配点
過去2年間の地域内における高校、高専、大学等の新卒者の雇用	有	1.0点
	無	0.0点



【見直し】

若手技術者の雇用評価(追加)

評価項目	配点
平成23年4月1日以降の若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用	1.0点
平成23年4月1日以降の地域内における高校、高専、大学等の新卒者の雇用(上記以外)	0.5点
無し	0.0点

総合評価落札方式へのインセンティブ付与については、平成25年度より適用する。

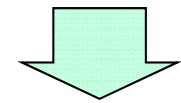
【スケジュール】

スケジュール	平成23年度			平成24年度									平成25年度									備考													
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
検討会	★			★																															
周知期間								—————																											
募集・審査																																	4月、10月に申し込み受付		
認定（審査会）																																	平成25年度からは年2回認定		

【現行】

(配点例)

評価項目	配点
地域内における過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
過去2年間の災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

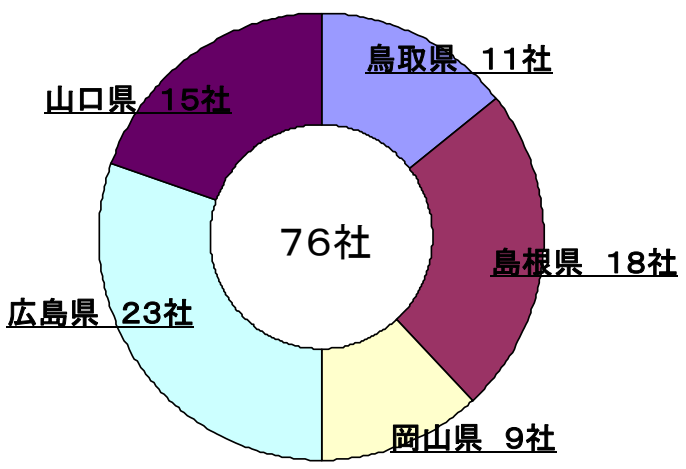


【見直し】

(配点例)

評価項目	配点
過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
BCP計画認定又は、災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

【認定状況】



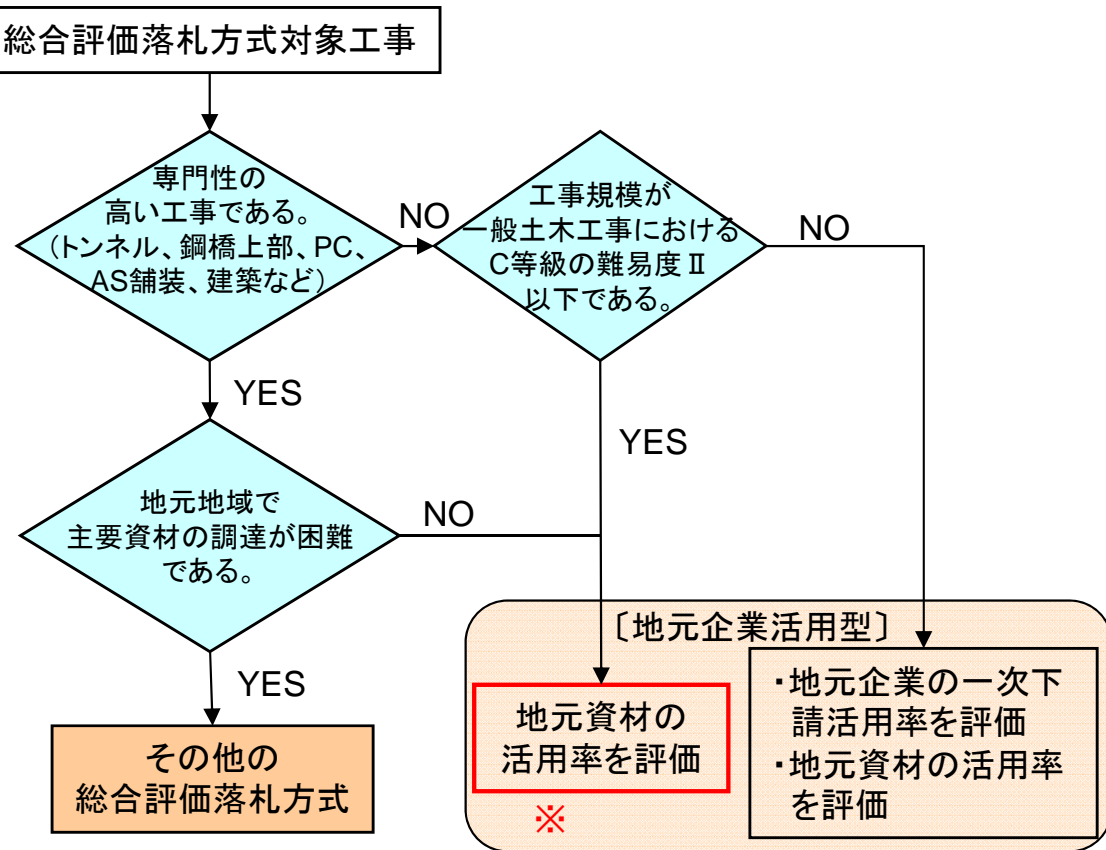
※整備局又は工事発注事務所が災害協定に基づき指示した災害支援活動の場合は、地域外での活動であっても評価対象とする。

◇地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の地域への精通度や貢献度等について適切に評価する“地元企業活用審査型総合評価落札方式”を試行する。

1. 対象工事

地元の下請企業活用や地元地域で資材調達可能な工事において試行する。

《選定フロー》



2. 評価項目の考え方

① 地元企業の一次下請活用率を評価

一次下請予定金額の総額に対する地元企業の一次下請予定金額の割合について評価する。

② 地元資材の活用率を評価

主要資材の購入予定金額(一次下請購入予定分を含む)の総額に対する地元本店が所在する企業からの主要資材の購入予定金額の割合について評価する。

なお、地元生産拠点を有するプラント等で出荷される資材(AS合材、生コンクリート、コンクリート二次製品等)については、地元本店が所在する企業と同様な扱いとする。

※評価は、「地域精通度・貢献度等」の中で行う。

3. 配点の考え方

(配点例)

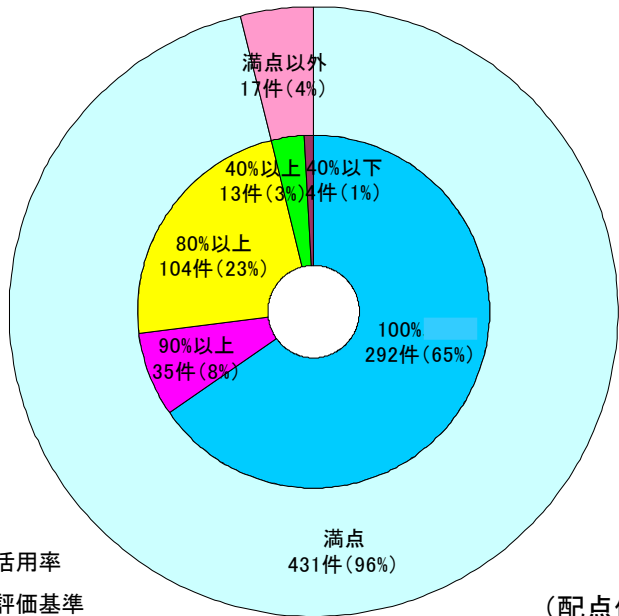
	評価基準	配点
①一次下請活用率	100%	1.0
	90%以上	0.5
	90%未満	0.0
②地元資材活用率	90%以上	1.0
	90%未満	0.0

※一般土木工事におけるC等級の難易度Ⅱ以下の場合、評価項目に「地元企業の一次下請活用率」を設定しても差が付かないため単独評価を追加

一次下請活用率

- ①平成23年度に地元企業活用促進型(一次下請活用)を適用した工事(51件)について一次下請活用率を調査した。(競争参加資格申請者数448者)
- ②現状では、申請者のほとんど(96%)が加算点の満点を獲得している。さらに60%以上の者は、地元企業(一次下請)の活用率が100%となっている。
- ③上記の状況を踏まえ更なる地元企業(一次下請)活用を促進するとともに加算点による差別化を図るため評価基準の見直しを行う。
※申請者の概ね7~8割の者に加算点となる水準に見直す。

現状

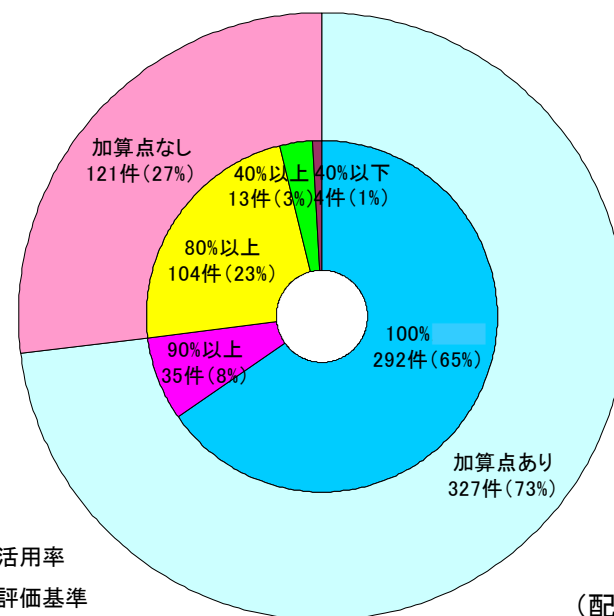


(配点例)

評価基準(活用率)	配点
80%【100%】以上	2.0点
60%【90%】以上	1.0点
40%【80%】以上	0.5点
40%【80%】未満	0.0点

※【】内は一般土木Cランクの場合

見直し(案)



(配点例)

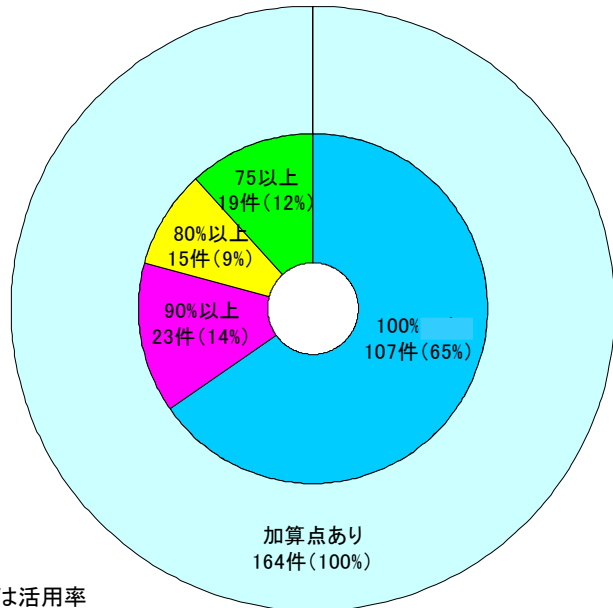
評価基準(活用率)	配点
100%	1.0点
90%以上	0.5点
90%未満	0.0点

※一般土木Cランクの区別は行わない

地元資材活用率

- ①平成23年度に地元企業活用促進型(地元資材活用)を適用した工事(17件)について地元資材活用率を調査した。(競争参加資格申請者数164者)
- ②現状では、申請者の全員(100%)が加算点を獲得している。さらに60%以上の者は、地元企業(地元資材)の活用率が100%となっている。
- ③上記の状況を踏まえ更なる地元企業(地元資材)活用を促進するとともに加算点による差別化を図るため評価基準の見直しを行う。
※申請者の概ね7~8割の者に加算点となる水準に見直す。

現状

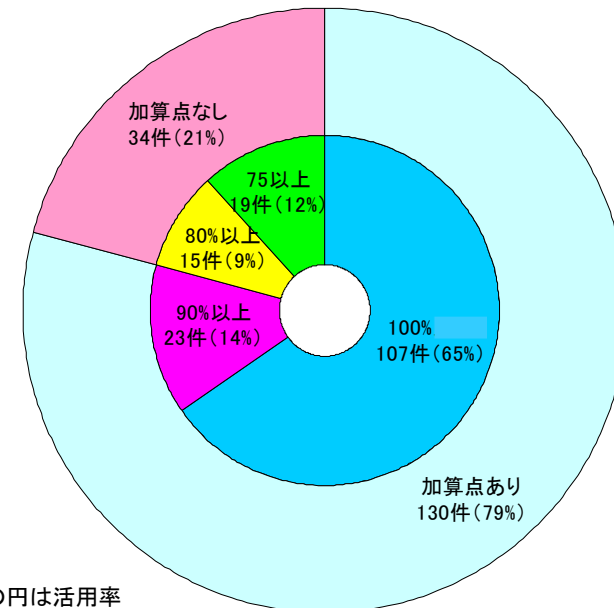


※内側の円は活用率
※外側の円は評価基準

(配点例)

評価基準(活用率)	配点
75%以上	1.0点
75%未満	0.0点

見直し(案)



※内側の円は活用率
※外側の円は評価基準

(配点例)

評価基準(活用率)	配点
90%以上	1.0点
90%未満	0.0点

◇概要

- ・下請協力企業を含めた主任・監理技術者以外の**現場従事技能者**の配置状況を評価することで、施工現場の生産性向上や工事目的物の**品質の確保向上**を目指す。
- ・平成22年度より試行(**平成25年度より対象職種を拡大**)。

◇対象工事

○専門的な技能者を配置することにより、工事の品質確保が期待できる工事

3億円未満の一般土木工事(H24まで) ⇒ 平成25年度より全ての工事種別を対象

■評価方法

《対象技能》

- ①登録基幹技能者 → H22より、とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管を対象
H25より全ての登録基幹技能者講習修了者を対象とする。
- ②建設マスター → H22より、土工、とび工、コンクリート工、鉄筋工、大工、配管工、
建設機械運転工を対象
H25より全ての建設マスター顕彰者を対象とする。

※対象工事の主要工種を勘案し、求める対象技能者を選定するものとする。

《評価点》

上記、建設技能等を有する場合に評価。

- ・登録基幹技能者 } 1人(0.5点)最大2名(1.0点)まで評価
- ・建設マスター } (1人の者が複数登録していても評価は1人分)



現場従事技能者〔建設マスター〕

建設マスター 適用工程表

平成24年10月22日現在

No	建設マスターの種類	左の職種に含まれるもの(例)	工 事 種 別													備考								
			一般土木	AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖房衛生	CO舗装	PC	法面処理	塗装	維持修繕		しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	通気設備	機操設備	受変電設備
1	大工	建築大工(木造)、型枠大工、宮大工、フレーマ、その他(墨だし、造作)	●				●																	
2	とび工	足場とび工、くい打ち工、鉄筋とび工、建築とび工、その他(山留め工、仮設工)	●	●			●	●								●	●							
3	土工	掘削工、土止め工、ずい道掘削工、コンクリート打設工	●													●	●							
4	コンクリート工	コンクリート圧送工、その他(試験工、補修工、特殊、PS工、PS取付工)	●																					
5	鋼構造物工	鉄構工(組立工、スタッド工)、溶接工(アーク、ガス)、軽鉄工、金物工、鈑工		●																		●		
6	鉄筋工	鉄筋ガス圧接	●																					
7	左官工	モルタル練り工、土間押工、研磨工、ボード張り工、吹付工																						
8	石工	現テラ工、補石工、はつり仕上工、目地工、石積工	●																					
9	屋根工	かわらぶき工、金属屋ぶき工、スレート工																						
10	タイル工	目地工、タイルクレーニング工、タイル選別工																						
11	レンガ工	耐火レンガ工、目地工、																						
12	ブロック工	建築ブロック工、タイルブロック工、特殊ブロック工																						
13	板金工	建築板金工(板金ダクト工)、板金屋根ぶき工、とい工、鈑工																						
14	ガラス工	ガスケット工、ガラスブロック工、合成樹脂工																						
15	塗装工	建築塗装工、橋梁塗装工、路面標示工、その他(金属、木工、吹付)		●																				
16	防水工																							
17	内装仕上工	カーペット工、表装工、壁装工、床張り工、縫製工、家具工、ユニット工、インテリア工																						
18	建具工	サッシ工、シャッター工、カーテンウォール取付工、鋼製建具工、木製建具、機工																						
19	法面工	芝種子吹付工、コンクリート吹付工、モルタル吹付工、植生工、土羽打工	●																					
20	道路標識設置工		●	●																				
21	畳工																							
22	ALC工	ALC板取付工、PC工、PC板取付工																						
23	公告物設置工																							
24	電気工	配線工、送電工																						
25	配管工	空調配管工、衛生配管工、防災配管工、ガス配管工、ダクト工																						
26	機械器具設置工	設備機械工、昇降機技能工、計装工																						
27	熱絶縁工	保温工、耐火被覆工																						
28	さく井工																							
29	電気通信工																							
30	水道施設工																							
31	消防施設工																							
32	ウエルポイント工		●																					
33	アンカー工	PCアンカー工																						
34	ボーリング工																							
35	注入工	グラウト工、薬液注入工	●																					
36	舗装工	アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、ブロック舗装工、道路改良工		●																				
37	しゅんせつ工	グラブ式浚渫機械運転工、ポンプ式浚渫機械運転工、ディッパー式浚渫機械運転工																						
38	造園工	植栽工、地被工、景石工、地ごしらえ工、公園設備工、水景工、芝張り工、造園修景工																						
39	清掃施設工																							
40	トンネル工	トンネル支保工組立工、坑内土工	●																					
41	シールド工	裏込め注入工	●																					
42	潜函工	舗装工																						
43	潜水士																							

建設マスター 適用工程表

平成24年10月22日現在

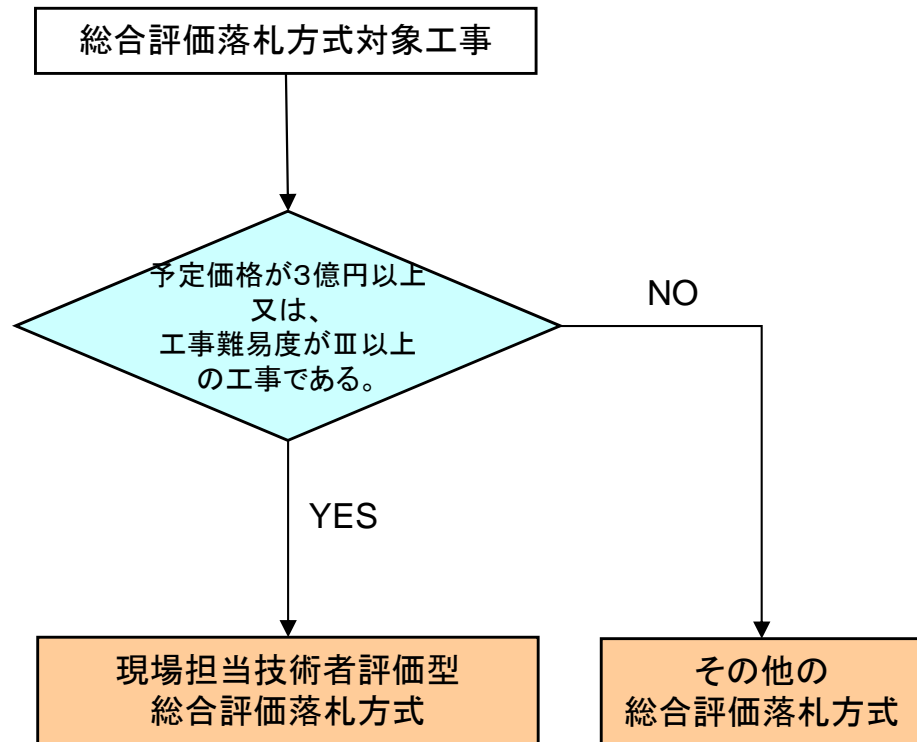
No	建設マスターの種類	左の職種に含まれるもの(例)	工 事 種 別													備考								
			一般土木	AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖房衛生	CO舗装	PC	法面処理	塗装	維持修繕		しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	通気設備	機操設備	受変電設備
44	軌道工	保線工																						
45	建設機械運転工	機械土工、クレーン運転工、建設機械運転工(海上工事)	●	●																				
46	推進工																							
47	解体工	木造建築物解体工、コンクリート工作物解体工																						
48	はつり工																							
49	切断穿孔工																							
50	橋梁特殊工																							
51	粗梁沈床工		●																					
52	ひき家工																							

受注者が現場担当技術者を複数名配置することにより、現場における品質管理、出来形管理、安全管理等への関与を高め工事事務や粗雑工事の防止を含めた工事全体の品質確保を図ることを目的に”現場担当技術者評価型”をH24.10より試行。

1. 対象工事

予定価格が3億円以上の工事または、工事難易度がⅢ以上の工事において試行する。
(工事内容を勘案し、工事難易度がⅡの工事で試行することも可能とする。)

《選定フロー》



2. 評価項目の考え方

- 元請けとしての現場担当技術者の配置人数に着目し評価する。
- 現場代理人と監理(主任)技術者が兼務する場合は認めない(評価しない)。
- 評価対象となる担当技術者は、監理(主任)技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間の配置が可能であること。
- 企業の能力等の中で評価する。

3. 配点の考え方

(配点例)

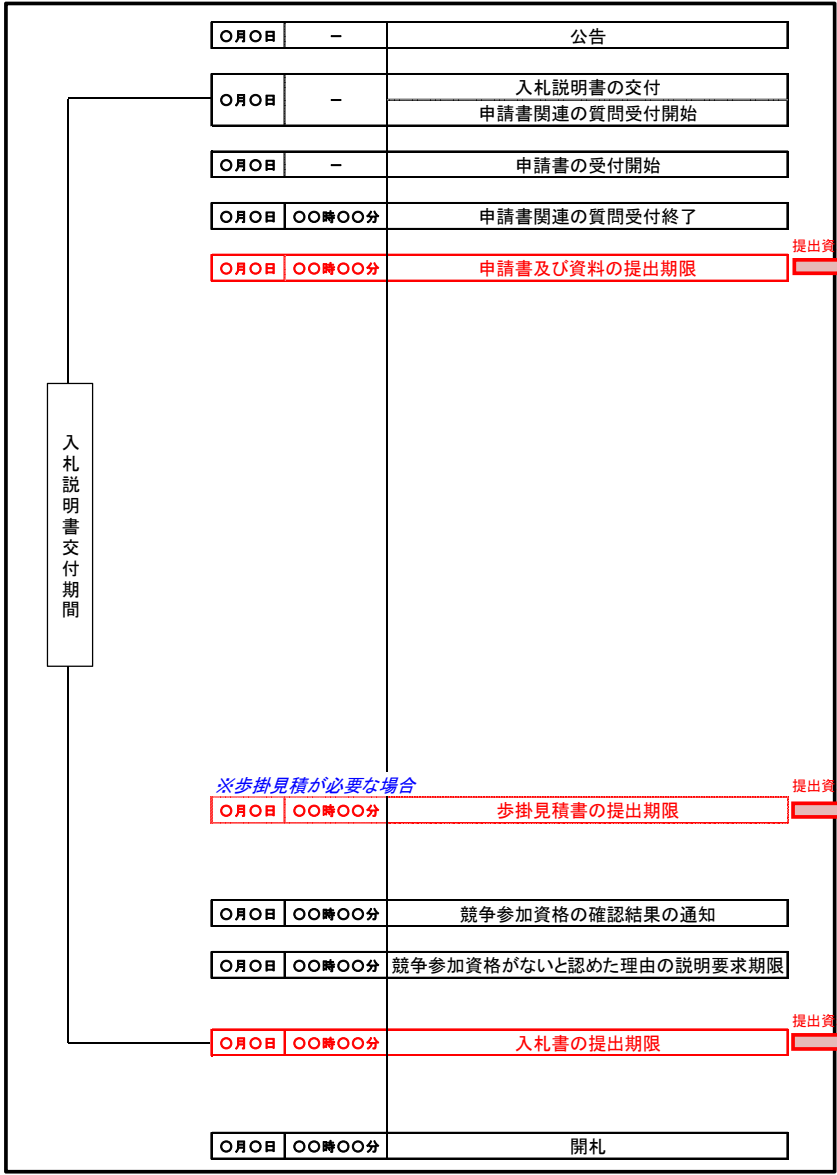
評価項目			評価基準	配点
企業の 能力等	現場担 当技術 者の活 用	当該現場に おける現場 担当技術者 の配置予定 人数	現場担当技術者を2名以上の配置を予定している。	1.0点
			現場担当技術者を1名の配置を予定している。(H25見直し)	0.5点
			配置予定なし。	0.0点

簡易スケジュール表の添付

〇〇工事の入札に関する手続きフロー・提出資料チェックリスト

1. 本工事の入札に関する手続きについては、以下の「手続きフロー」のとおりです。
2. 申請書等の提出資料については、以下の「提出資料チェックリスト」により提出書類が添付されていることを御確認下さい。
3. 申請期限に遅れたり、申請方式に誤りがある場合、原則無効となりますので、以下の表を必ず確認してお間違えのないようご提出をお願いします。
4. 申請内容の詳細につきましては、入札公告、入札説明書をよくご確認のうえ、申請してください。

◇手続きフロー



◇提出資料チェックリスト

チェック	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の摘要	注意事項
<input type="checkbox"/>	1	競争参加資格確認申請書	別記様式1-1		別記様式1-1を表紙としてまとめ、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承認を得た者は書面を持参又は郵送すること。(FAX不可)
<input type="checkbox"/>	2	施工実績を記載した書面	別記様式2	8. (3) 1)	ファイル容量上限を超過した場合は郵送等により提出すること。
<input type="checkbox"/>	3	配置予定技術者の資格等を記載した書面	別記様式3	8. (3) 2)	
<input type="checkbox"/>	4	共済契約証書等の写し		8. (3) 4)	
<input type="checkbox"/>	5	完成検査確認通知書の写し		8. (3) 10)	
<input type="checkbox"/>	6	地域内に本店営業所を有することが確認できる資料			
<input type="checkbox"/>	7	認定書の写し		8. (3) 5)	
<input type="checkbox"/>	8	表彰状の写し		8. (3) 6), 7)	
<input type="checkbox"/>	9	学習履歴証明書の写し		8. (3) 8)	
<input type="checkbox"/>	10	下請企業を活用することが確認できる書面	別記様式5-1	8. (3) 9)	
<input type="checkbox"/>	11	現場担当技術者の配置計画	別記様式5	8. (3) 11)	
<input type="checkbox"/>	12	資格の取得又は受賞実績を確認できる資料	別記様式6	8. (3) 12)	
<input type="checkbox"/>	13	元請として完成引き渡しが完了した工事施工実績		8. (3) 13)	
<input type="checkbox"/>	14	災害対応協定を締結していることが確認できる資料		8. (3) 13)	
<input type="checkbox"/>	15	地元企業等活用計画書	別記様式7	8. (3) 13)	
<input type="checkbox"/>	16	情報化施工技術活用を記載した書面	別記様式19	8. (3) 15)	
<input type="checkbox"/>	17	施工計画関係 資料一覧	別記様式1-2		別記様式1-2を表紙としてまとめ、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承認を得た者は書面を持参又は郵送すること。(FAX不可)ファイル容量上限を超過した場合は郵送等により提出すること。
<input type="checkbox"/>	18	施工計画	別記様式4	8. (3) 3)	

チェック	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の摘要	備考
<input type="checkbox"/>	1	歩掛見積書(表紙)	別記様式1-3		別記様式1-3を表紙としてまとめ、電子入札システムにより提出すること。紙入札の承認を得た者は書面を持参又は郵送すること。(FAX不可)ファイル容量上限を超過した場合は郵送等により提出すること。
<input type="checkbox"/>	2	歩掛見積書	別記様式16	8. (12)	

チェック	No.	提出資料名	提出様式	入札説明書の摘要	備考
<input type="checkbox"/>	1	入札書			電子入札システムにより提出すること。紙入札の承認を得た者は書面を持参すること。(郵送、FAX不可)
<input type="checkbox"/>	2	工事費内訳書	別記様式8	14.	

↑※「提出様式」、「入札説明書の適用」については、適宜修正のこと。

↑※日時の記載に当たっては、入札公告、入札説明書との整合を図ること。